

## 第1期中期目標期間終了時における検討について

### 1 概要

設立団体の長は、評価委員会からの意見を聴取し、以下の検討を行い、それに基づく所要の措置を講じる。(地方独立行政法人法第31条)

#### ①法人の業務を継続させる必要性の検討

#### ②組織の在り方やその他その組織及び業務の全般に係る検討

### 2 金沢美術工芸大学に対する第三者機関による評価

#### (1) 金沢市公立大学法人評価委員会による評価

評価項目	暫定評価 (H22～H25)	平成26年度 評価
大学の教育研究等の質の向上に関する目標	A	A
(教育に関する目標)	A	A
(研究に関する目標)	A	A
(その他の目標)	A	A
業務運営の改善及び効率化に関する目標	A	A
財務内容の改善に関する目標	A	A
自己点検・評価及び情報の提供に関する目標	A	A
その他の業務運営に関する重要目標	A	A

#### (2) 公益財団法人大学基準協会による認証評価

金沢美術工芸大学は、平成26年度に(公財)大学基準協会による認証評価を受審し、大学基準に「適合」していると認定された。(認定期間は平成27年4月1日～平成34年3月31日)

指摘された長所として特記すべき事項と努力課題は以下のとおり。

##### (長所として特記すべき事項)

- ・学内意思決定プロセスの整理・明確化、権限・責任体制・役割の明確化による組織改編及びそれに伴う地域連携・産学連携での実績
- ・成績評価の過程である「授業研究記録」を教員間で情報共有することによる適切な学生指導の実施
- ・学生教育の一環としての視点も踏まえた多くの共同研究活動や地域連携プロジェクトの実施

##### (努力課題)

- ・授業科目案内における精粗の改善
- ・学部において履修単位登録できる単位数の上限(50単位)の改善
- ・研究科修士課程における学位論文等審査基準の明文化
- ・課程博士の取扱いの見直し

左記のとおり、業務実績評価において第1期中期目標・第1期中期計画の達成に向けて順調な進捗状況であり、今後も法人の業務を継続させることが妥当であると認める。

また、組織の在り方やその他その組織及び業務の全般について、各年度における業務実績評価及び認証評価の結果から法人内で業務の改善及び効率化が進められていることを確認した。

今後は、法人において第2期中期目標の着実な実行と認証評価において指摘された努力課題の改善を求める。